

## 新型コロナウイルス感染症における「みなし入院」の取扱いについて

平素は格別のご支援ご協力をいただき厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様、および関係者の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

これまで弊社では、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設に入所もしくは自宅等にて医師の管理下において療養された場合は、約款上の「入院」として扱う特別取扱（以下「みなし入院」）を実施してまいりました。

今般、新型コロナウイルス感染症対策本部決定（2023年1月27日付）により、政府では、新型コロナウイルス感染症について、2023年5月8日から感染症法上の「5類感染症」に位置づけることとなりました。変更実施後は、季節性インフルエンザと同等の位置づけとなり、感染症法上の「入院措置・勧告」等が適用されなくなることから、同日以降に同感染症と診断された場合の「みなし入院」の取扱いを終了いたします。

なお、病院へ入院された場合は、入院給付金のお支払い対象となります。

### <参考>入院給付金のお支払い範囲

ケース		陽性判明日（診断日）		
		2022年9月25日まで	2022年9月26日～ 2023年5月7日	<u>2023年5月8日以降</u>
入院された場合		○ お支払い対象	○ お支払い対象	○ お支払い対象
宿泊・自宅療養 された場合 (みなし入院)	重症化リスクの 高い方 ※	○ お支払い対象	○ お支払い対象	× お支払い対象外
	上記以外の方	○ お支払い対象	× お支払い対象外	× お支払い対象外

※「重症化リスクの高い方」とは、「65歳以上の方」「入院を要する方」「重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方」「妊娠されている方」のいずれかに該当する方になります。

今後特段の事情が生じ、政府が方針を見直したことにより、本お知らせの内容に変更が生じる場合には、改めてお知らせいたします。

以上